

神奈川県警察術科特別訓練実施要綱の制定について

(昭和 59 年 4 月 1 日例規第 24 号 / 神教発第 157 号)

改正

平成 2 年 3 月 15 日例規第 8 号神教発第 203 号	平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号
平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号	平成 6 年 3 月 30 日例規第 11 号神務発第 408 号
平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務発第 452 号	平成 10 年 4 月 15 日例規第 16 号神務発第 606 号
平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号	平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号
平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号	

各所属長あて 本部長

このたび神奈川県警察術科特別訓練実施要綱を制定し、昭和 59 年 4 月 1 日から施行することとしたから効果的運用に努められたい。

おつて、警察術科特別訓練実施要領について(昭和 38 年 5 月 6 日神教発第 97 号 例規)は、廃止する。

神奈川県警察術科特別訓練実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、警察術科の特別訓練(以下「特練」という。)の体制を強化し、効果的な運営を図ることにより、警察術科の振興と充実を期するため必要な事項を定めるものとする。

(特練の対象及び特練員等)

第 2 条 この要綱における特練の対象とする警察術科は、柔道、剣道、逮捕術、けん銃及び駅伝とする。

2 前項の特練の指導に当たる者を特練指導員、特練に従事する者を特練員という。

(推進本部)

第 3 条 県警察が一体となつて特練の効果的運営を図るため、警察本部に特練推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部は、本部長、副本部長、術科別部長、幹事、参与及び事務局長をもつて組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 本部長 警察本部長
- (2) 副本部長 警務部長 総務部長
- (3) 術科別部長
 - ア 柔道部長 刑事部長
 - イ 剣道部長 警備部長
 - ウ 逮捕術部長 生活安全部長

エ けん銃部長 地域部長

オ 駅伝部長 交通部長

(4) 幹事

ア 横浜市警察部長

イ 川崎市警察部長

ウ 相模原市警察部長

エ 相模方面本部長

オ サイバーセキュリティ対策本部長

カ 警察学校長

キ 警務課長

ク 監察官室長

(5) 参与

特練指導員及び特練員の所属する所属長

(6) 事務局長 教養課長

3 推進本部の事務局は、警務部教養課に置く。

(任務)

第4条 本部長は、特練全般について指揮統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐して特練を推進し、本部長に事故があるときは、その任務を代行する。

3 術科別部長は、次の任務を行うものとする。

(1) 担当術科の特練推進状況を随時視察督励し、特練の効果的運営と特練員の士気の高揚を図ること。

(2) 管区大会及び全国大会に出場する選手を激励し、応援すること。

(3) 本部長に担当術科の強化に関する必要事項を進言すること。

4 幹事は、特練の推進に関し、副本部長を補佐し、事務局長に助言するものとする。

5 参与は、特練員の訓練実施状況を随時視察激励し、訓練成果の上がるように努めるものとする。

6 事務局長は、推進本部の事務を統轄し、特練の推進及び特練適格者の養成に当たるものとする。

(武道館長の任務)

第5条 武道館長は、柔道、剣道及び逮捕術の特練について事務局長の指揮を受けてその推進に当たるものとする。

(所属長の協力)

第6条 所属長は、特練指導員及び特練員の所属の有無にかかわらず、特練の状況を随時視察激励するなど、特練の推進に側面的に協力するものとする。

(特練計画)

第7条 事務局長は、毎年術科別の特練計画を策定し、本部長の承認を受けるものとする。
(特練指導員)

第8条 本部長は、事務局長の上申に基づいて術科別に監督、コーチ及び主将の特練指導員を任命する。

2 監督は、事務局長の指揮を受け、前条の特練計画に基づいて特練員の訓練指導を掌理する。

3 コーチは、監督の指揮を受け、特練員の訓練指導に専念する。

4 主将は、監督及びコーチの指揮を受け、率先して訓練を行うとともに特練員の融和と団結を図る。

(特練員)

第9条 本部長は、事務局長の上申に基づいて術科別に特練員を指名する。

2 特練員は、指名された術科における神奈川県警察の代表選手であることを自覚して、常に研さん努力し、人格、識見と実力のかん養に努めなければならない。

3 本部長は、特練員が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局長の上申に基づいて特練員の指名を解除する。

(1) 特練を怠り、又は品位を汚し、若しくは特練員としてふさわしくない行為のあったとき。

(2) 病気その他の事由により特練員として訓練を続けることが困難であると認められるとき。

(特練員の勤務)

第10条 特練員は、第7条の特練計画に基づく特練期間中は日勤とし、原則として当直を免除する。

2 特練員は、前項の特練期間以外は、所属において所管事務に従事するものとする。

(術科担当技術職員の任務)

第11条 監督、コーチ以外の術科担当技術職員は、監督に協力して特練員の訓練指導に当たらなければならない。

(調査研究)

第12条 事務局長は、教養課員又は特練指導員を他都道府県警察に派遣して、特練推進状況を調査研究させる等により、特練の効果的推進に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に特練指導員及び特練員として指名された者は、この要綱の規定により指名されたものとみなす。

附 則(平成2年3月15日例規第8号神教発第203号)

附 則(平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号)

附 則(平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 11 号神務発第 408 号)

附 則(平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務発第 452 号)

附 則(平成 10 年 4 月 15 日例規第 16 号神務発第 606 号)

附 則(平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)